

●令和9年度自治公民館整備事業実施計画書 提出書類と留意事項

1 対象事業

令和9年度（令和9年4月から令和10年3月まで）において、町内会等が実施を計画している自治公民館に係る次の事業が対象となります。

- (1) 自治公民館施設の新築、購入
→ 700万円を上限に、経費の4割の補助になります。
- (2) 自治公民館施設の増改築、修繕（20万円以上のものに限る。）
→ 400万円を上限に、経費の4割の補助になります。
- (3) 自治公民館で使用する備品の購入
→ 30万円を上限に、経費の3割の補助になります。

※ 補助の対象となる備品

映写用プロジェクター、オーバーヘッドプロジェクター、テレビ、録画再生機、録音再生機、拡声器、暗幕、映写幕、印刷機、複写機、パソコン（プリンタを含む。）、ホワイトボード、物置、机、椅子、市長が適当と認めたエアコン

2 提出書類

- (1) 自治公民館施設の新築、購入、増改築、修繕の場合
 - ア 令和9年度自治公民館整備事業実施（施設整備）計画書（別紙様式1）
 - イ 自治公民館の位置図及び平面図
 - ウ 工事設計書又は工事仕様書等の写し
 - エ 見積書（見積明細書を含む）の写し（2者以上必要となります）

※ 緊急性があるなど特段の事情がある場合は、現状が分かる写真もお付けください。

- (2) 自治公民館で使用する備品の購入の場合
 - ア 令和9年度自治公民館整備事業実施（備品）計画書（別紙様式2）
 - イ 自治公民館の位置図及び平面図
 - ウ カタログの写し
 - エ 見積書（見積明細書を含む）の写し（2者以上必要となります）

3 令和10年度以降の申請予定について

令和10年度から令和12年度までに200万円を超える事業を実施し、本補助金を申請する予定がある町内会等は、「今後の申請予定」の欄に、現在判明している範囲で構いませんので、事業費を御記入の上、御提出ください。（見積書の提出は必要ありません。）

※ 令和9年度の計画がない町内会等も、御提出をお願いします。

4 提出期限及び提出先

(1) 提出期限 **令和8年8月17日(月)17時 必着**

(2) 提出先 〒020-8530 盛岡市内丸12番2号
盛岡市役所 市民協働推進課 地域活動係

5 留意事項

(1) 事業計画時の注意事項

ア 事業計画に当たっては、町内会等の構成員の同意を得てください。また、新築、増改築等については、地権者の了解を得るとともに、隣地境界等のトラブルが生じないように十分に注意願います。

イ 新築及び増改築工事は、建築許可等の審査が必要となるので、令和9年度内で事業が完了するよう、実施時期に注意してください。また、都市計画法上の規制の有無等について、十分確認のうえで計画願います。

(2) 自治公民館の増改築、修繕の場合に補助対象外となる費用について

ア 市の施設（コミュニティセンター、防災センター、介護センター等）並びに町内会等以外が設置する施設における整備事業

イ 水洗化工事等で生じる市上下水道局の検査費用、水道加入金等

ウ 道路や河川の手続きに係る手数料

エ 自治公民館に併設している灯油タンクや物置等の修繕費用

エ 暗渠設置費用

オ 備品購入で生じる既存備品の廃棄処分に係る費用

(3) 事業費の積算について

ア 事業費の積算に当たっては、同一条件（仕様）のもとで2者以上の業者から見積書を徴取し、徴取した見積書の写しはすべて事業計画書に添付してください。

イ 消費税が総額表示ではない見積書の場合、消費税を含まない見積額の小計に消費税を加算した見積総額から端数調整等の値引きがされていないことに注意してください。

(4) 補助金の交付について

ア 提出された計画書の中から、優先度・緊急度を考慮して補助金交付団体を決定します。実施計画書の提出により自治公民館整備事業補助金の交付をお約束するものではありません。また、備品購入においては、2年連続での補助金交付申請ができませんので、あらかじめ御了承ください。

イ 実施計画書の提出がない町内会等の事業につきましては、補助金は交付できません。

ウ 採択、不採択の決定は、令和9年3月下旬頃～4月上旬にお知らせする予定です。不採択となった団体におかれましては、次年度以降の事業実施をお願いしております。採択となった団体には、令和9年4月以降に補助金交付申請書類を提出いただき、その後市から送付さ

れる補助金交付決定通知を受領後に着手いただくこととなります。なお、補助金交付決定前に事業を実施した場合も補助金は交付できませんので、あらかじめ御了承ください。

エ エアコンの設置基準については、利用者の多い1部屋を補助対象とします。同一施設内の2部屋以上への設置を希望する場合は、そのうち利用者が多い一部屋へ設置する費用のみ補助対象とします。

6 その他（参考）

当該事業とは別に、一般財団法人自治総合センターのコミュニティセンター助成事業を利用し、自治公民館の建設または大規模修繕及びその施設に必要な備品の整備を行いたい場合も市が受付窓口となります。こちらの事業を利用したい場合は、実施する町内会等が認可地縁団体であることが条件となります。

【参考】自治公民館整備事業補助金の流れ（「町内会・自治会向け補助制度の手引き」より）

